

八戸市立市民病院床頭台等設置運営事業者公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

- (1) 事業名 八戸市立市民病院床頭台等設置運営事業
- (2) 設置場所 八戸市立市民病院（以下「当院」という。）内（八戸市立市民病院床頭台等設置運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）及び別添 1 院内平面図参照のこと。）
- (3) 設置台数 要求水準書参照のこと。
- (4) 事業内容 当院の指定場所を有償で使用して床頭台等を設置し、その運営管理を行う。
- (5) 契約形態 地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号及び八戸市財務規則第 192 条による行政財産の貸付契約とします。
- (3) 契約期間 八戸市財務規則第 192 条により準用する八戸市財務規則第 193 条第 2 項第 3 号に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。
- (4) 担当部署 〒031-8555 青森県八戸市田向三丁目 1 番 1 号
八戸市立市民病院 物流施設課 施設グループ 担当：出貝
TEL：0178-72-5037 FAX：0178-72-5038
E-Mail：byoin_buturyu@city.hachinohe.aomori.jp

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者としてします。

- (1) 病床数 500 床以上の病院において、床頭台の設置運営実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び八戸市税の未納がない者。
- (7) 八戸市から現に指名停止を受けていない者。

3 参加手続

本件プロポーザルに参加する場合は次により手続を願います。

- (1) 受付期間 公告日～平成 31 年 1 月 11 日（金） 正午必着
持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時まで
- (2) 提出書類 ①参加表明書（様式 1）（当院ホームページよりダウンロード）
②会社概要書（任意様式）

③契約実績一覧表（様式3）

④次のア又はイのうちいずれかを提出すること

ア 八戸市物品の購入等に関する競争入札参加資格審査受領書（写し）

（八戸市の平成30年度競争入札参加資格者名簿（物品の購入等）に登載されている者で、その資格審査申請時の受領書であること）

イ a 印鑑証明書

b 履歴事項全部証明書

c ・八戸市税の滞納がないことの証明書（本店（本社）、支店、営業所等が八戸市にある場合に提出）

・国税（法人税と消費税及び地方消費税）の未納がないことの証明書

※上記 a ～ c の書類は申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものとし、写しも可とする。

d 営業経歴書（任意様式）

e 委任状（様式2）

※本店（本社）、から支店・営業所等へ提案及び契約等の権限を委任する場合に提出すること。

(3) 提出先 上記1(4)担当部署

(4) 提出方法 持参または郵送

(5) プロポーザル参加資格の認定は、平成31年1月11日（金）正午をもって行なう。
参加資格が認められる場合は、提出された参加表明書に当院物流施設課の受付印を押して平成31年1月11日（金）午後5時までにFAXで返信する。

4 現地見学会の実施

事業内容の説明及び病室等施設の見学を行うので、希望者は次により希望日の前日までに申込をすること。

(1) 申込方法等 担当部署へ電話連絡をすること。

TEL：0178-72-5037

実施日：平成31年1月10日（木）～平成30年1月11日（金）

※時間は調整の上、個別に連絡する。

5 質問書の提出及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次により質問することができる。ただし、提案書の作成に必要な事項及び本事業の実施に係る条件に限るものとし、評価、審査に係る内容など本事業の提案に必要なないと判断される質問は受け付けない。

・質問方法：質問内容を様式4（当院ホームページよりダウンロード）に簡潔に記入し、上記

1 (4) 担当部署に電子メールで提出してください。

- ・ 質問期限： 公告日～平成31年1月16日（水）午後5時必着
- ・ 回 答： 平成31年1月17日（木）までに当院のホームページに回答を掲載します。なお、回答に対する再質問は受付しません。

6 提案書の提出

- (1) 提出期間 公告日～平成31年1月23日（水）午後5時必着
持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時まで
- (2) 提出方法 持参または郵送（配達証明付き書留郵便に限る）
- (3) 提案内容 八戸市立市民病院床頭台等設置運営事業プロポーザル提案書作成要領によるものとし、要求水準書を参考の上、作成すること。
- (4) 書類形式 ①各様式7部（正本1部、副本を6部）提出
②用紙サイズはA4版とする

7 参加辞退

参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する者は、プロポーザル参加辞退届書（様式7）を提出してください。

- (1) 提出期限： 平成31年1月23日（水）午後5時必着
持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時まで
- (2) 提出先： 上記1(4)担当部署
- (3) 提出方法： 持参又は郵送

8 事業者の選定

- (1) 事業者の選定方法
事業者の選定は、院内で組織された選考会にて行います。
- (2) 評価基準の項目及び配点に基づいて評価し、評価点の高い順に最優秀契約候補者、次点契約候補者として、選定します。
※評価基準項目は提案書作成要領の各項目とし、提案書作成要領 2 提案書作成内容(1)～(5)については、プレゼンテーションにより提案書の内容を審査するほか、2 提案書作成内容(6)については書類による審査を実施する。
- (3) 参加資格認定が1者の場合、評価点が最高設定評価点の6割を下回る場合は、候補者として選定しません。その場合は、原則として再募集します。
- (4) プレゼンテーションの実施等
 - ①日 時 平成30年1月下旬予定（詳細日程は、別途通知する。）
 - ②場 所 当院 （詳細は、別途通知する。）
 - ③方 法
ア プレゼンテーションに参加する説明者は3名以内。

- イ プレゼンテーションは1者に付き20分以内、質疑応答10分以内とします。
- ウ 審査は匿名で行うため、自己紹介や提案者が特定できる制服・ネームプレート・社章及び画像等は使用しないでください。
- エ パソコンは提案者が持参してください。スクリーン、プロジェクタ、ホワイトボードは主催者が準備します。(プロジェクタは、エプソンEMP-X5です。持参するパソコンに適合しない場合は、提案者で準備してください。)

(5) 契約候補者決定 平成30年2月上旬予定

9 契約手続

- (1) 上記において決定された契約候補者と協議のうえ契約を締結する。
- (2) 協議の不調により本事業を遂行できない場合には、プロポーザルの評価が上位であったものから順に必要な事項を協議の上、契約を締結する。
(契約締結日 平成31年2月上旬予定)

※契約候補者決定から平成31年3月末までに現運営事業者より引継ぎを受けること。

10 その他

- (1) 次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
 - ①定められた提出期間、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ②定められた作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ⑤虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) 審査結果等の公表及び通知
審査結果は当院ホームページにて公表する。また、参加者に対しては書面により通知する。
なお、選定に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。
- (3) その他
 - ①提出された書類は、本事業以外の目的には使用しない。
 - ②提出された書類は、必要な場合、複製することがある。
 - ③提出期限以降における書面の差替え及び再提出は認めない。
 - ④提出された書類は返却しない。
 - ⑤当院が提出した資料は、無断で公表・使用することは出来ない。
 - ⑥プロポーザルの作成及び提出に関わる一切の費用は、提出者の負担とする。
 - ⑦書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
 - ⑧記載の日程については、当院の都合により変更する場合がある。